

## ○新座都市計画事業土地区画整理審議会規則

昭和 62 年 1 月 21 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。)第 56 条第 1 項の規定に基づき設置された土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会の会長は、審議会の委員(以下「委員」という。)の互選により定める。

2 審議会に法第 61 条第 5 項に規定する会長の職務を代理する者として、副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

(議席の決定)

第 3 条 委員の議席は、最初の会議において抽選により定める。

(会議の公開)

第 4 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

(平 13 規則 22・一部改正)

(議事録の作成)

第 5 条 会長は、会議を開催したときは、会議の日時及び場所、出席委員の氏名、会議の概要その他必要な事項を記載した議事録を作成するものとする。

2 議事録には、会長及び会長が指名する出席委員 2 人以上が署名するものとする。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、まちづくり未来部において処理する。

(平 11 規則 24・平 21 規則 16・令 4 規則 10・一部改正)

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 新座都市計画事業志木駅前要請土地区画整理審議会規則(昭和 51 年新座市規則第 2 号)は、廃止する。

附 則(平成 11 年規則第 24 号)抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 22 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 16 号)抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年規則第 10 号)抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。